

# 平成26年度 税制改正解説

## 法人税～復興特別法人税の前倒し廃止①

### 1. 改正の概要

- ・復興特別法人税の課される期間が1年前倒しで廃止とされます。
- ・法人が受け取る利子及び配当等に課される復興特別所得税の額は、所得税と合せて、法人税の額から控除します。
- ・法人税の額から控除しきれない復興特別所得税の額がある場合には、その金額は還付されます。

#### 【趣旨】

復興特別法人税を前倒しで廃止し、企業収益を賃金の上昇につなげるきっかけとする。

※ 復興特別法人税は、基準法人税の額(各事業年度の所得に対する一定の法人税の額)に10%の税率を乗じて計算します。

【法人税及び復興特別法人税の税率】

		改正前 (平成26年度)	改正案 (平成26年度)
中小法人(※1)、一般社団法人等及び 人格のない社団等	年800万円以下の金額	16.5%	15%
	年800万円超の金額	28.05%	25.5%
中小法人以外の普通法人		28.05%	25.5%
一般社団法人等以外の公益法人等、 協同組合等及び特定の医療法人	年800万円以下の金額	16.5%	15%
	年800万円超の金額	20.9%	19%

【実効税率(※2)】(東京23区内の法人の場合)

		改正前 (平成26年度)	改正案 (平成26年度)
中小法人(※1、3)	年400万円以下の金額	22.87%	21.43%
	年400万円超 年800万円以下の金額	24.56%	23.16%
	年800万円超の金額	38.37%	36.05%
中小法人以外の普通法人(※4)		38.01%	35.64%

(※1) 中小法人とは、期末資本金の額が1億円以下の法人(資本金の額が5億円以上の法人の完全子法人等を除く)をいいます。

(※2) 実効税率は、住民税の均等割、事業税の資本割及び付加価値割を含めずに計算しています。

(※3) 住民税、事業税の超過税率を適用せず、事業税の軽減税率適用法人として計算しています。

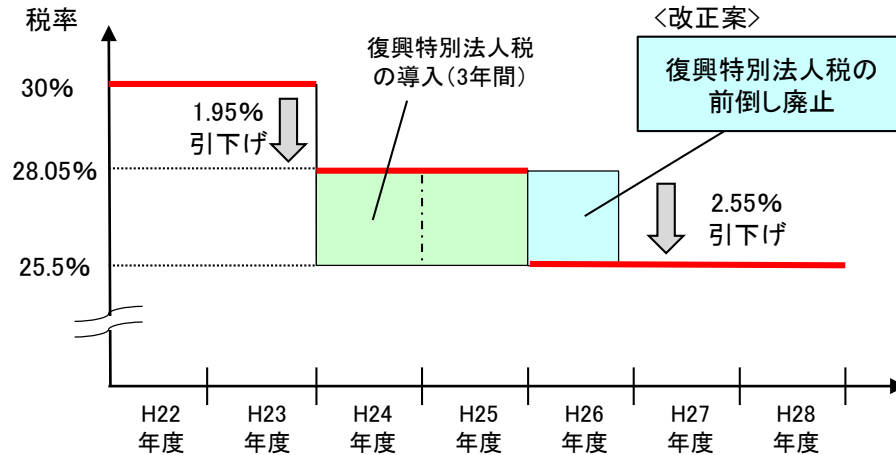
(※4) 住民税、事業税の超過税率を適用し、事業税の軽減税不適用法人として計算しています。

# 平成26年度 税制改正解説

## 法人税～復興特別法人税の前倒し廃止②

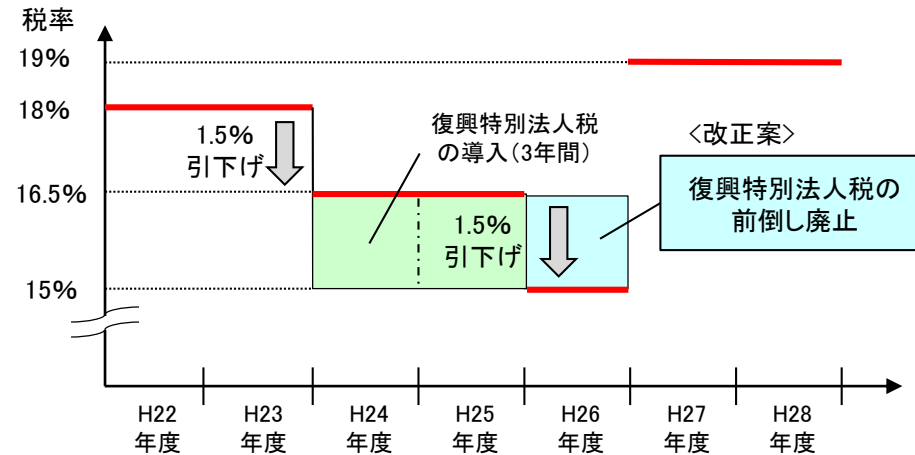
### 【法人税及び復興特別法人税の税率の推移】

※中小法人以外の普通法人に対する税率、中小法人、一般社団法人等及び人格のない社団等のうち年間所得800万円超の金額に対する税率



### 【中小法人等の軽減税率の推移】

※中小法人、一般社団法人等及び人格のない社団等のうち年間所得800万円以下の金額に対する税率



(注)平成27年4月1日以後は本則税率19%になります。

## 2. 実務上の留意点

- ・ 実効税率の引下げに伴い、すでに計上されている繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の取崩しが必要になる。

## 3. 今後の注目点

- ・ 国際競争力の強化等を背景とした法人実効税率の引下げの実施時期。
- ・ 非上場株式の評価において、純資産価額方式の計算上控除される法人税額等相当額の税率。(現行の42%から下がるかどうか。)

### 1. 改正の概要

・ 交際費等の損金不算入制度が、次の見直しを行ったうえで、平成28年3月31日までの間に開始する事業年度まで延長されます。

- ① すべての法人において、交際費等となる飲食費の50%を損金に算入できます(※)。(拡充)
- ② 中小法人の特例(年800万円まで損金算入)について、①と選択適用にしたうえで、2年間延長されます。

※ 1人あたりの支出額が5,000円以下の飲食費で一定のものは、交際費等とならないため、全額損金に算入できます。

#### 【趣旨】

消費の拡大により、経済の活性化を図るため、一定の見直しを行った上で本制度が延長される。

		改正前	改正案
損金不算入制度の適用期限		平成26年3月31日までに開始する事業年度	平成28年3月31日までに開始する事業年度
損金算入額	中小法人以外	全額損金不算入	飲食費(※3)の50%を損金算入
	中小法人(※1)	定額控除限度額(年800万円)まで損金算入(※2)	① 定額控除限度額(年800万円)まで損金算入(※2) ② 飲食費(※3)の50%を損金算入 ⇒ 上記①と②は選択

(※1) 中小法人とは、期末資本金の額が1億円以下の法人(資本金の額が5億円以上の法人の完全子法人等を除く)等をいいます。

(※2) 定額控除限度額(年800万円)を超える金額については、全額損金不算入となります。

(※3) 飲食費には、専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用(いわゆる社内接待費)は含まれません。

### 2. 実務上の留意点

- 中小法人は、飲食費の特例(50%損金算入)と定額控除限度額(年800万円まで損金算入)のいずれか有利な方を選択できる。

#### 損金算入額のイメージ図



### 1. 改正の概要

- ・長期所有の買換特例(九号)を除き適用範囲(対象資産、地域等)が見直しされます。
- ・九号買換特例を除き適用期限が平成26年3月31日から3年間延長されます。
- ・都市機能の維持、集積を目的として、新たに都市機能誘導区域(仮称)外から区域内への買換えが適用対象に追加されます。
- ・非適格現物分配による譲渡及び取得は買換えの課税の特例の適用がなくなります。

※上記改正は所得税も同様

#### <適用範囲の見直し>

号数	内容	変更点
一号	既成市街地等から既成市街地等以外への買換え	買換資産の対象区域に都市開発区域を追加
二号	市街化区域及び既成市街地等の内から外への農業資産の買換え	買換資産を認定農業者等が取得する一定の特定資産に限定
三号	航空機騒音障害区域の内から外への買換え	譲渡資産を特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法等の規定により譲渡される一定の資産に限定
四号	誘致区域以外から誘致区域内への買換え	都市開発区域に係る措置を除外
五号	都市開発区域等及び誘致区域以外から都市開発区域等内への買換え	都市開発区域に係る措置を除外
六号	市街地再開発事業による買換え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買換資産を市街地再開発事業の施行区域の面積が5,000㎡以上である場合のその施行区域内にあるものに限定</li> <li>・買換資産から地上階数4以上の中高層の耐火建築物以外のもの及び建築物のうち住宅の用に供される部分を除外</li> </ul>

号数	内容	変更点
七号	農業区域内にある土地等の買換え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡資産を農業振興地域整備計画において農用区域として定められている区域内にある土地等に限定</li> <li>・買換資産を農用地利用集積計画により認定農業者又は認定就農者が取得する一定の土地等に限定</li> </ul>
八号	防災再開発促進地区内にある土地等の買換え	対象区域を地震時等において著しく危険な密集市街地に限定
十号	船舶から船舶への買換え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡資産から船齢が45年以上である港湾の作業船を除外し、買換資産に環境への負荷の低減に係る要件等に該当する港湾の作業船を追加</li> <li>・譲渡資産のうち港湾の作業船以外の船舶を船齢が25年未満のものに限定するとともに、買換資産について、漁船にあっては船齢が15年未満のものに限定するほか、外航船舶及び内航船舶の環境への負荷の低減に係る要件の見直し</li> </ul>

○平成29年3月31日まで延長。

<新規追加>

内容	譲渡資産	買換資産
都市再生特別措置法の改正を前提とした都市機能誘導区域以外から区域内への買換え	都市機能誘導区域以外の地域内にある土地等、建物等又は構築物	都市機能誘導区域内にある土地等、建物等、構築物又は機械装置で、認定区域整備事業計画(仮称)に記載された誘導施設(仮称)において行われる事業の用に供されるもの

<非適格現物分配の場合の適用除外>

特例の対象となる資産の譲渡及び取得の範囲から、非適格現物分配により移転した資産及び非適格現物分配により移転を受けた資産を除外する。

## 2. 実務上の留意点

・対象資産、地域等の適用範囲が見直されるため、特例措置の適用の可否について十分な検討を要する。

## 3. 今後の注目点

- ・今後、政令等で決定される適用対象資産、適用地域の範囲を確認する必要がある。
- ・都市機能誘導区内への買換え特例について、今後、都市再生特別措置法の改正を前提に市町村が都市機能誘導区域を指定する仕組みとなるため、市町村に都市機能誘導区域、誘導施設を確認する必要がある。
- ・九号買換は適用期限が、平成26年12月31日のため、来年度の税制改正で延長の議論が行われると考えられる。

# 「民間投資活性化等のための税制改正大綱」解説 法人税～生産性向上設備投資促進税制の創設①

## 1. 改正の概要

国内で一定規模以上の生産性向上に資する設備投資を行った青色申告法人は、新たに取得した設備等につき特別償却又は税額控除を選択できます。(新設)

### 【趣旨】

企業の設備が老朽化・劣化し、生産性の伸び悩みの要因となっているため、本制度の創設により生産性の高い設備、生産ラインやオペレーション改善のための設備投資を促す。

【適用要件】国内において、その法人の事業の用に供される下記①及び②に該当する設備等を取得した場合

### ① 産業競争力強化法に規定する下記の設備 (生産性向上設備等)

#### 先端設備(※1,2)

最新モデル、かつ、生産性向上要件(旧モデル比で年平均生産性1%以上向上)を満たす設備等

(※1) 電子計算機やソフトウェアは中小企業者等が取得等するものに限る。

(※2) ソフトウェアは生産性向上要件不要

#### 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

生産性向上について経済産業局の確認を受けた投資計画(投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%以上)である計画)に記載された設備等

### ②一定規模以上の設備

#### (1) 機械装置

1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの

#### (2) 工具・器具備品 例:冷房機器等、主にエネルギー効率向上に資する設備

それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの  
(それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上で、かつ、一事業年度にその取得価額の合計額が120万円以上であるものを含む。)

#### (3) 建物・構築物 例:断熱材等、主にエネルギー効率向上に資する設備

それぞれ一の取得価額が120万円以上のもの

#### (4) 建物付属設備

一の取得価額が120万円以上のもの

(一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上であるものを含む。)

#### (5) ソフトウェア

一の取得価額が70万円以上のもの

(一の取得価額が30万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が70万円以上であるものを含む。)

○産業競争力強化法の施行の日から平成29年3月31日までの間に生産性向上設備等を取得等し事業供用した場合に適用



# 「民間投資活性化等のための税制改正大綱」解説 法人税～生産性向上設備投資促進税制の創設②

## 【税制措置】

取得等した日	特別償却	税額控除(限度:法人税額の20%)
産業競争力強化法の施行の日からH28.3.31まで	取得価額×100%(普通償却含む)	取得価額×5%(3%)(※)
H28.4.1からH29.3.31まで	取得価額×50%(25%)(※)	取得価額×4%(2%)(※)

(※)建物及び構築物については、括弧書きに記載された割合

## 2. 実務上の留意点

- 対象は、青色申告法人(大法人を含む)である。
- 中小企業者等については、法人税の特別償却又は税額控除が法人住民税及び法人事業税に適用される。  
中小企業者等以外は、法人税のみに適用される。
- 平成26年3月31日以前に終了する事業年度において、適用期間中に対象資産の取得等をした場合には、平成26年4月1日を含む事業年度において特別償却等ができるものとする。
- 生産性向上設備等につき、中小企業者等投資促進税制の適用を受けられる場合には、次の理由により、その制度の適用を受けた方が有利となる。  
生産性向上設備投資促進税制:5%の税額控除 < 中小企業者等投資促進税制:7%の税額控除(特定中小企業者等は10%)
- 法人の事業の用に直接供されるものが対象であり、本店・寄宿舍等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は対象となる設備から除かれる。

## 3. 今後の注目点

- 産業競争力強化法の施行時期(公布の日(平成25年12月11日)から3ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日より施行)
- 産業競争力強化法に規定する生産性向上設備等の内容
- 生産性向上要件(旧モデル比で年平均生産性1%以上向上)の確認方法
- 投資計画につき、経済産業局の確認を受ける際の具体的な手続き

# 「民間投資活性化等のための税制改正大綱」解説 法人税～研究開発税制の延長と一部改組①

## 1. 改正の概要

- 「試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度(※1)」の適用期限が3年間延長されます。  
(※1) 試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合(増加型)、又は、当該試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合(高水準型)に、試験研究費の総額に係る税額控除制度等とは別枠で一定金額を税額控除できる制度
- 増加型の制度については、試験研究費の額が比較試験研究費の額の105%超増加していない場合は適用できません。また、増加割合に応じて、増加試験研究費の額に乗じる割合が5%から増加割合(最大30%)に変更されます。

### 【趣旨】

試験研究費を増加する企業への税額控除額を増加させ、研究開発投資の一層の加速を促すために、研究開発税制を改正する。

【増加型】 改正案: 判定基準の厳格化

税額控除額  
= 増加試験研究費の額 × 5%

改正案  
5%~30%



【高水準型】

税額控除額  
= 試験研究費の額のうち平均売上の10%超の部分 × 控除割合

<控除上限額>  
法人税額 × 10%

+

+

【総額型】

税額控除額 = 試験研究費の総額 × 8%~10% (中小企業者の場合には12%、特別試験研究費については12%)  
控除上限額を超過した場合には、超過部分について翌年度まで繰越可能

改正なし

<控除上限額>  
法人税額 × 20%  
(H27.3.31までの間に開始する事業年度まで30%)

内容	改正前	改正案
【増加型】【高水準型】適用期限の延長	平成26年3月31日までの間に開始する事業年度	平成29年3月31日までの間に開始する事業年度
【増加型】判定基準の一部改正	試験研究費の額が比較試験研究費の額(※2)を超えること	増加試験研究費の額(※3)が比較試験研究費の額(※2) × 5%を超えること
【増加型】控除率の拡充	5%	5%~30% (増加割合(※4)が30%未満の場合には、増加割合)

(※2) 適用年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度において損金の額に算入された試験研究費の額を平均した額

(※3) 試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額

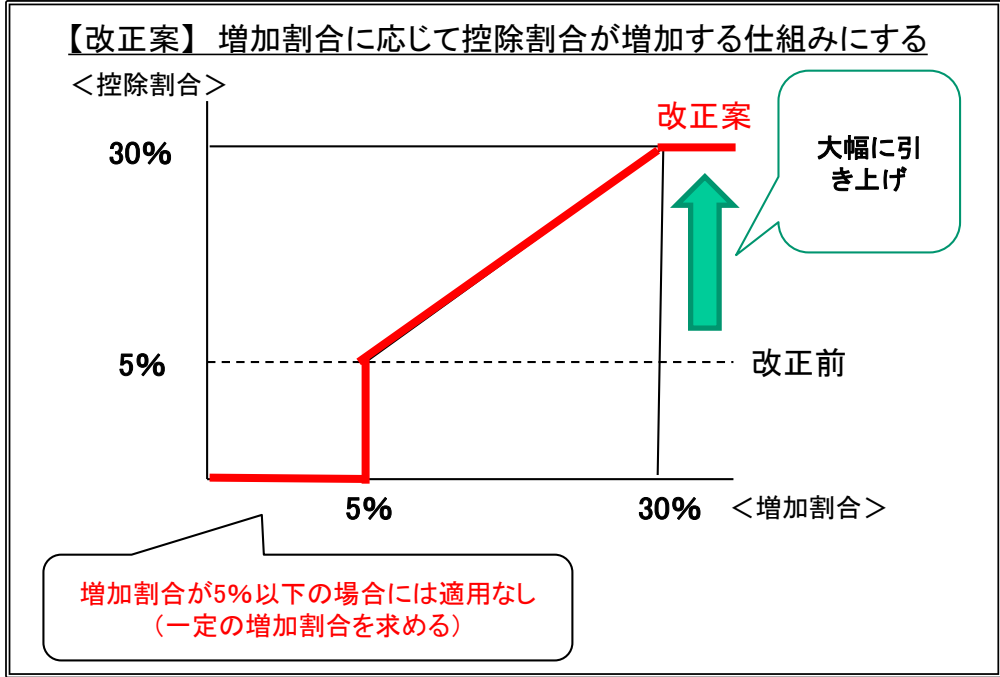
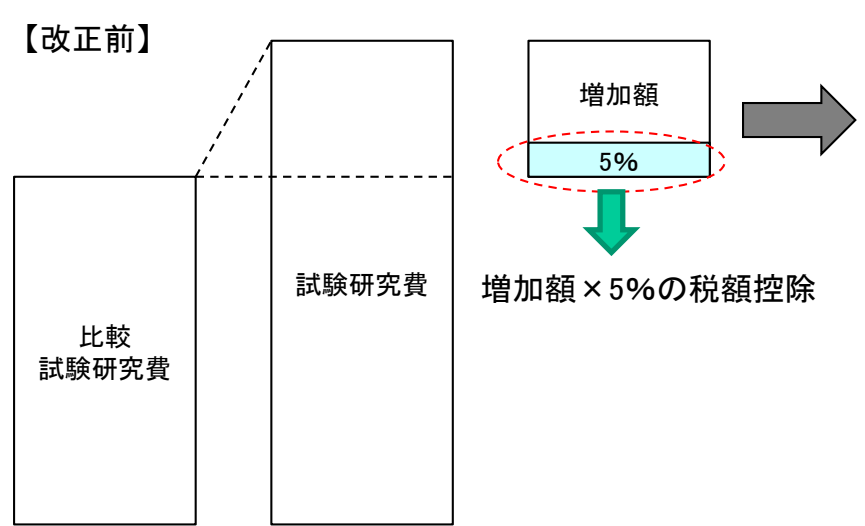
(※4) 増加試験研究費の額の比較試験研究費の額に対する割合

# 「民間投資活性化等のための税制改正大綱」解説 法人税～研究開発税制の延長と一部改組②

## 2. 実務上の留意点

- 増加型について改正前の制度は増加割合が5%以下でも適用されるが、改正後は5%超の増加が適用要件となる。  
(軽微な増加では適用されない)

内容	改正前	改正案
判定基準	$\text{試験研究費の額} > \text{比較試験研究費の額}$ かつ $\text{試験研究費の額} > \text{基準試験研究費(※1)の額}$	$\text{増加試験研究費の額} > \text{比較試験研究費の額} \times 5\%$ かつ $\text{試験研究費の額} > \text{基準試験研究費の額}$



(※1) 適用年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度において損金の額に算入された試験研究費の額のうち最も多い金額

改正案のイメージ図(出典:経済産業省資料(弊法人一部改))

# 「民間投資活性化等のための税制改正大綱」解説 法人税～中小企業者等投資促進税制の拡充①

## 1. 改正の概要

- ・「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」の適用期間が3年間延長されます。
- ・対象資産である特定機械装置等のうち生産性向上設備等に該当するものについては、即時償却又は7%（特定中小企業者等は10%）の税額控除を選択できます。（中小企業者等も税額控除の適用可）

### 【趣旨】

中小企業者等投資促進税制を拡充し、適用期間を延長することで、わが国の地域経済及び雇用を支える中小企業の一層の活躍の支援と生産性向上設備への投資促進を図る。

	現行制度		拡充された制度（生産性向上設備等の場合）	
適用期間	H10.6.1～H29.3.31までに取得等 （適用期間を3年間延長）		産業競争力強化法の施行の日 ～H29.3.31までに取得等	
対象資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定の機械装置</li> <li>・ 一定の工具器具備品</li> <li>・ 一定のソフトウェア</li> <li>・ 一定の車両運搬具</li> <li>・ 一定の船舶</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定の機械装置</li> <li>・ 一定の工具器具備品</li> <li>・ 一定のソフトウェア</li> </ul> ※上記のうち、生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備等に該当するものに限る。	
特別償却	基準取得価額 × 30%		取得価額 × 100%（普通償却含む）	
税額控除 （法人税額の20%限度）	< 中小企業者等 > 適用なし	< 特定中小企業者等 > 基準取得価額 × 7%	< 中小企業者等 > 取得価額 × 7%	< 特定中小企業者等 > 取得価額 × 10%

（※1）生産性向上設備等については、生産性向上設備投資促進税制参照

（※2）中小企業者等とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人等で青色申告書を提出するものをいう。

（※3）特定中小企業者等とは、中小企業者等のうち資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下の法人等をいう。

**○生産性向上設備等に該当するものの制度は、原則として、産業競争力強化法の施行日から適用**

# 「民間投資活性化等のための税制改正大綱」解説 法人税～中小企業者等投資促進税制の拡充②

## 2. 実務上の留意点

- 生産性向上設備等に該当する場合の税額控除制度は、中小企業者等も対象となる。
- 平成26年4月1日前に終了する事業年度において、産業競争力強化法の施行の日から平成26年3月31日までの間に生産性向上設備等に該当するものの取得等をした場合の制度適用を受けるときは、平成26年4月1日を含む事業年度において特別償却等ができるものとする。

## 3. 今後の注目点

- 産業競争力強化法の施行時期(公布の日(平成25年12月11日)から3ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日より施行)
- 産業競争力強化法に規定する生産性向上設備等の内容

# 「民間投資活性化等のための税制改正大綱」解説

## 法人税～ベンチャー投資を促進するための税制措置の創設①

### 1. 改正の概要

法人が一定のベンチャーファンドに出資し、ベンチャーファンドを通じてベンチャー企業の株式等を取得した場合において、一定額の投資損失準備金を積み立てたときは、その積み立てた金額をその事業年度に損金算入することが認められます。

#### 【趣旨】

民間企業から事業拡張期のベンチャー企業への資金供給を拡大する目的で、ベンチャー企業の経営・技術指導を行うベンチャーファンドへ出資する企業に対し、その出資の損失に備えるための税制上の支援措置が設けられる。

適用要件	税制措置
<p>下記の全ての要件を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①一定のベンチャーファンド(※1)を通じて、一定のベンチャー企業(※2)に出資した青色申告法人(※3)であること</li><li>②ベンチャーファンドへの出資時期が、経済産業大臣の認定を受けた日以後であること</li><li>③ベンチャー企業株式等の取得時期が、一定の期間(※4)内であること</li><li>④一定の期間(※4)内の日を含む各事業年度終了の時に於いて有するベンチャー企業株式等のその終了の時に於ける帳簿価額の合計額の80%以下の金額を、新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てること</li></ul>	<p>・損金算入 積立事業年度に 積み立てた金額を損金算入</p> <p>・益金算入 積み立てた事業年度の翌事業年度に 全額を益金算入</p>

### ○平成26年4月1日以後に終了する事業年度に適用

- (※1) 産業競争力強化法に規定する特定新事業開拓投資事業計画について経済産業大臣の認定を受けた投資事業有限責任組合。産業競争力強化法の施行日から平成29年3月31日までに認定を受けたもの。なお、当該事業計画は、特定新事業開拓投資事業(※5)の内容・実施時期等、一定の事項を記載し、経済産業大臣の認定を受ける必要がある。
- (※2) 産業競争力強化法に規定する新事業開拓事業者  
新商品の開発又は生産等、新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を行う事業者(新たに設立される法人を含む。)であって、その事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要なものその他一定のものをいう。

# 「民間投資活性化等のための税制改正大綱」解説

## 法人税～ベンチャー投資を促進するための税制措置の創設②

- (※3) ベンチャーファンドの有限責任組合員に限り、その法人が適格機関投資家である場合にはそのベンチャーファンドに対する出資予定額が2億円以上であり投資事業有限責任組合契約を締結した日を含む事業年度開始の時ににおけるその他有価証券の帳簿価額が20億円以上であるものに限る。
- (※4) 経済産業大臣の認定を受けた日からベンチャーファンドの存続期間終了の日までの期間
- (※5) 特定新事業開拓投資事業とは、投資事業有限責任組合が行う新事業開拓事業者に対する投資事業(主として事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者に対するものであること等、一定要件に該当するものに限る。)であって、当該新事業開拓事業者に対する積極的な経営又は技術の指導を伴うことが確実であると見込まれるものとして一定のものをいう。
- (※6) 認定に係る特定新事業開拓投資事業計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。  
なお、経済産業大臣は、特定新事業開拓投資事業計画に従って特定新事業開拓投資事業を実施していないと認めるとき等、一定の場合には、その計画の変更の指示又はその認定の取消しをすることができる。

## 2. 実務上の留意点

- 投資事業有限責任組合(ベンチャーファンド)に対する出資の経理方法について注意が必要。
- 準備金の損金算入には、有価証券の評価損の損金算入のように回収可能性等の要件は別段設けられていない。
- 認定を受けた日以後の出資という記載がされているため、認定前にベンチャーファンドが出資済みの株式等には適用がないと考えられる。
- 準備金は、積み立てた事業年度の翌事業年度に全額を取り崩し益金に算入されるが、継続保有している株式等については、毎期準備金の積み立てをすることで損金算入が可能と考えられる。(準備金の積み立て対象となるベンチャー企業の株式等は、各事業年度終了の時に於いて有する株式等とされているため)

## 3. 今後の注目点

- 産業競争力強化法は、公布の日から起算して3ヵ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。  
(平成26年1月下旬～2月上旬の見込み。)